

充実度評価結果の公表について（案）

医政局指導課

- 平成20年6月に、厚生労働大臣の下に取りまとめられた「安心と希望の医療確保ビジョン」において、救急医療体制について住民への情報提供の重要性が示されたところ。

- また、「救急医療の今後のあり方に関する検討会」中間取りまとめ（平成20年7月）においても、充実度評価について「今後、できる限り詳細な情報を公表していくことが、救命救急センターの機能、質の向上のための取組等について国民の理解を深めるために重要である。」とされたところ。

- さらには、試行調査の実施に際しては、救命救急センターの医師からも、「病院本体や地域からの支援を受けるためにも、他の施設と比較した自施設の現状を正確に認識する必要があり、他の施設の状況を公開してほしい。」との指摘がなされたところ。

- このような状況を踏まえると、自己評価を中心とする充実度評価の質の管理といった観点からも、各施設に対して詳細な評価結果を開示することが適当ではないか。

- また、新しい充実度評価の導入に伴い、各施設に関する詳細な評価結果を開示することとしてはどうか。